

■ 同窓会会則の改訂

「年会費の改定」・「理事制度創設」の承認を条件として、同窓会会則を改訂する。

現 行	改 訂 案
<p>第 7 条 (役員) 本会に次の役員をおく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 名誉会長 1 名 2. 会長 1 名 3. 副会長 若干名 4. 幹事 各期 3 名以内、及び各クラブ OB・OG 組織の代表 3 名以内 5. 会計理事 2 名 6. 監事 2 名 <p>尚、会長・副会長・会計理事の役員を執行部と称する。</p>	<p>第 7 条 (役員) 本会に次の役員をおく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 名誉会長 1 名 2. 会長 1 名 3. 副会長 若干名 5<u>4</u>. 会計<u>理事</u> 2 名 <u>5</u>. <u>理事</u> 数名 4<u>6</u>. 幹事 各期 3 名以内、及び各クラブ OB・OG 組織の代表 3 名以内 6<u>7</u>. 監事 2 名 <p>尚、会長・副会長・会計<u>・</u>理事の役員を執行部と称する。</p>
<p>第 9 条 (会長、副会長、会計理事の選任・任期)</p> <p>会長の選任は幹事会で推薦し、総会の承認を得る。また、副会長、会計理事の選任は、会長が推薦し、総会で承認を得る。会長、副会長、会計理事の任期はいずれも 3 年とし、3 期までの重任を妨げない。ただし、任期終了後、次期会長、副会長、会計理事が選任されていない場合には、選任されるまで任期を継続するものとする。</p>	<p>第 9 条 (会長・<u>・</u>副会長・<u>・</u>会計<u>・</u>理事の選任<u>方法</u>→<u>と</u>任期)</p> <p>会長の選任は幹事会で推薦し、総会の承認を得る。また、副会長・<u>・</u>会計<u>・</u>理事の選任は、会長が推薦し、総会で承認を得る。</p> <p>会長・<u>・</u>副会長・<u>・</u>会計<u>・</u>理事の任期はいずれも 3 年とし、3 期までの重任を妨げない。ただし、任期終了後、次期会長・<u>・</u>副会長・<u>・</u>会計<u>・</u>理事が選任されていない場合には、選任されるまで任期を継続するものとする。</p>
<p>第 10 条 (幹事、監事の選出・任期)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 幹事は各期の正会員及びクラブ幹事は各期及び各クラブの OB・OG 組織の正会員の中より選出する。ただし、各期の幹事と各クラブ組織の幹事の兼務はこれを妨げない。また、幹事の任期については特に定めない。 2. 監事は正会員の中から幹事会で選任する。監事の任期は 3 年とし、重任を妨げない。ただし、任期終了後、次期監事が選任されていない場合には、選任されるまで任期を継続するものとする。 	<p>第 10 条 (幹事・<u>・</u>監事の選出<u>任方法</u>→<u>と</u>任期)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 幹事は各期の正会員及びクラブ幹事は各期及び各クラブの OB・OG 組織の正会員の中より選出<u>任</u>する。ただし、各期の幹事と各クラブ組織の幹事の兼務はこれを妨げない。また、幹事の任期については<u>は</u>特に定めない。 2. 監事は正会員の中から幹事会で選任する。監事の任期は 3 年とし、重任を妨げない。ただし、任期終了後、次期監事が選任されていない場合には、選任されるまで任期を継続するものとする。

現 行	改 訂 案
<p>第 11 条（幹事会の任務と構成員）</p> <p>1.幹事会は重要な会務並びに総会提案事項を審議・決定する。</p> <p>2.幹事会は会長・副会長・会計理事・幹事で構成し、必要に応じ会長がこれを召集する。</p> <p>3.幹事会は会長が議長となって審議を行う。</p> <p>4.監事は幹事会に出席し、意見を述べるものとする。</p>	<p>第 11 条（幹事会の任務と構成員）</p> <p>1.幹事会は重要な会務並びに総会提案事項を審議・決定する。</p> <p>2.幹事会は会長・副会長・会計・<u>理事</u>・幹事で構成し、必要に応じ会長がこれを召集する。</p> <p>3.幹事会は会長が議長となって審議を行う。</p> <p>4.監事は幹事会に出席し、意見を述べるものとする。</p>
<p>第 12 条（幹事会の議決）</p> <p>幹事会の議決は会長・副会長・会計理事・幹事の出席者の過半数で決する。賛否同数の時は議長がこれを決する。</p>	<p>第 12 条（幹事会の議決）</p> <p>幹事会の議決は会長・副会長・会計・<u>理事</u>・幹事の出席者の過半数で決する。賛否同数の時は議長がこれを決する。</p>
<p>第 16 条（役員の職務）</p> <p>1.会長は本会を代表し会務を統轄する。</p> <p>2.副会長は会長とともに執行部の一員として会務を分担し、会長に事故ある時は互選により内一名がこれを代行する。</p> <p>3.会計理事は金銭の出納帳簿の記帳、資産の保管並びに予算決算書の作成等の事務をつかさどるとともに執行部の一員として会務を分担する。</p> <p>4.幹事は各期の代表として会務を審議する。</p> <p>5.監事は本会の業務の執行及び財務の状況について監査する。監査の結果、不正の疑いのある事項を発見したときは、直ちに会長に報告し、幹事会の招集を求める。</p>	<p>第 16 条（役員の職務）</p> <p>1.会長は本会を代表し会務を統轄する。</p> <p>2.副会長は会長とともに執行部の一員として会務を分担<u>会務に関して会長を補佐</u>し、会長に事故ある時は互選により内一名がこれを代行する。</p> <p>3.会計<u>理事</u>は金銭の出納帳簿の記帳、資産の保管並びに予算決算書の作成等の事務をつかさどるとともに執行部の一員として会務を分担する。</p> <p><u>4.理事は執行部の一員として会務を分担する。</u></p> <p>5.幹事は各期の代表として会務を審議する。</p> <p>5<u>6.</u>監事は本会の業務の執行及び財務の状況について監査する。監査の結果、不正の疑いのある事項を発見したときは、直ちに会長に報告し、幹事会の招集を求める。</p>
<p>第 19 条（総会議決事項） 次の事項は総会の承認を得なければならない。</p> <p>1.決算・予算</p> <p>2.財産目録</p> <p>3.事業報告・事業計画</p> <p>4.会長候補の承認および副会長、会計理事、監事候補の承認</p> <p>5.その他必要な事項</p>	<p>第 19 条（総会議決事項） 次の事項は総会の承認を得なければならない。</p> <p>1.決算・予算</p> <p>2.財産目録</p> <p>3.事業報告・事業計画</p> <p>4.会長候補の承認および副会長、<u>会計</u>・<u>理事</u>・<u>監事候補</u>の承認</p> <p>5.その他必要な事項</p>

現 行	改 訂 案
<p>第 22 条 (会費)</p> <p>正会員は、入会時に所定の入会金を支払う。正会員は年会費として所定の額を納める。ただし、卒業後 4 年間は、年会費の納入を免除する。</p>	<p>第 22 条 (会費)</p> <p><u>1.正会員は、入会時に所定の入会金を支払う。納入するものとし、その額については幹事会で定め、総会の承認を得る。</u></p> <p><u>2.正会員は、年会費として所定の額を納める。を納入するものとし、その額については幹事会で定め、総会の承認を得る。</u>ただし、卒業後 4 年間は、年会費の納入を免除する。</p>